

2018年4月8日(一部修正2019.12. 1)

認定インストラクターについて Q&A (改訂版)

養成協議会内容開発委員会

(1)認定インストラクターコースとは

健康問題の七つの分野(別紙「コースの概要と内容について」参照)に係わり、長時間接触によるネット健康被害の現象をデータとして把握し(事実)、その発生要因の証拠(エビデンス・科学的根拠)を理解します。前提として七つの分野に係わる講演に必要な体と脳・心についての初歩的な知識を得ます。ネットアドバイザーは医学の専門家ではありませんので、あくまでも参考・引用した医学者の研究であることを明確(出典)にして、それを自分の言葉にして話すことが必要であり原則と考えています。

これらの学習内容を、提供された教材(PPと資料)をベースに、自分が活用しやすいように再構成し、または必要と考える事実と証拠を加え、オリジナルPPを制作して講演をおこなえる力量を形成します。

(2)認定インストラクターコースと課題・審査等について

①認定の課題

講習会終了後5ヶ月以内に次の課題を提出してください(期限内に提出が不可能の時は延期申請を行う)。

①課題1 自己学習 別紙推薦図書、または自ら選択した関係する図書より六冊以上を読む(以前に読んだものを含む)。 *別紙様式1

②課題2 マイ講演用教材(パワポ・PP)の制作 提供されたPPを活用し、自らの調査・学習によりオリジナルな内容とデータ等を取り込み、「ある単元」または、「ある章」または、「ある節」を再構成したもの、または、新たに独自の単元・章・節を構成したものを提出。

②認定の審査

①審査 2名の審査員が審査をします。

②認定証

◎認定証名 ネット健康啓発者養成全国連絡協議会公認 ネット健康啓発インストラクター認定証書

◎発行者名 「ネット健康啓発者養成全国連絡協議会・筆頭顧問 医学博士・道永麻里(日本医師会常任理事・日本学校保健会副会長)」

③再審査 1回目の審査で不合格となったものは、審査委員のコメントに基づき、課題を最提出し、再審査を受ける。(再審査料は必要なし)

④審査費用 審査費用は、5000円です。その後のフォローアップを含んだものとお考え下さい。

③認定の審査基準

課題を提示し審査を行う目的は、子ども達や保護者を対象にして講演ができる力量が備わっているか、備えるための自己学習をしているかを見定めるために行なうものです。

そのために、審査の基準は、講習会のみ知識でなく、「自己学習」をされているかを課題から判断したいと考えています。

①課題1 自己学習 別紙申請様式1の基準が達成されているか否かです。

②課題2 マイ講演用教材 下記の基準で審査します。

「認定講習会で提供されたPPを活用し、自らの調査・学習によりオリジナルな内容とデータ等を取り込み、子ども向けまたは保護者向けに再構成したもの。再構成したものは認定講習会で実施した分野・テーマ（脳・視聴覚神経・身体・睡眠・依存・対策）の1つを取り上げても良いし、その一部(章や節)、またはテーマが複数またがってもよいです」。平たく言えば「提供されたPPで授業や講演をやる際にどう作り直しますか」ということです。インストラクターに求められる能力は、実際に授業や講演をするために「作り直す＝学んで再構成する力」と「自ら教材を作り上げる力」が必要ですので、その二つが教材に示されているかが基準となります。つまりもらったPPを切り貼りするだけではダメで、必ず自ら調べたことを入れる、もしくは聴衆者が主体的に参加できる講演にするために、クイズや発問を入れて双方向な講演になっているか等ということが必要になります。

また、審査で不合格になった場合も、合格するまでアドバイスさせていただき、認定書を授与するまで励ましたいと思います。審査の基準のレベルは、高いものでないことをご理解ください。

さらに、委員会が最も恐れていることの一つは、PPに記載された内容(あくまで初歩的)が理解されていなく、委員会の教材制作者の意図、監修者の医療専門家の意図と異なる事を話されることです。我々の「啓発活動を快く思っていない方々」は、それらの誤った講演を口実に、真実に対して批判(攻撃)を展開することが予想されることです。また、故意ではないが「誤った事」を子どもや保護者に伝えることは、啓発者として避けるべきと考えています。

(3) 講習会後の認定者へのフォローアップの支援について

その後のレベルアップは、地域の市民ネットアドバイザー団体が企画運営し、本委員会と連携して行うことが望ましいと考えています。その場合、講師の紹介、斡旋は本養成連絡協会(医療)である皆さま、また、新教材(PP等)の紹介講演(演習)は、本部「認定講習教材開発委員会」のメンバーを必要に応じて行います。

また、認定者には、定期的に「養成協メールニュース」を送付させて頂き、提供教材のバージョンアップ情報をお届けします。

(4) Q&A

①Q 講習会で使用する教材を、講習を受けずに購入することはできますか

A 上記「認定審査の基準」の立場からして、教材のみの譲渡はしません。

②Q 認定講習のみ受けることはできますか。忙しくて認定審査の課題を行う余裕がないため便宜をはかって頂けませんか。

A 上記「認定審査の基準」の立場からして、**原則として**認定講習のみでの教材提供はできません。認定証が発行される前に、提供教材を使用し講演や出前授業を行う事はできますが、認定審査は必要です。講演を担当するには自らオリジナルな編集がなされ、それに伴い当然自己学習もするわけですので、課題に挑戦したことになります。それらを提出して頂ければよいとお考えください。

③Q 講習を受け提供された教材をコピーして、他の方に渡してもよいですか

A 提供教材の「著作権」は、委員会にありますので、コピーは厳禁です。著作権は放棄しませんので、もしコピーしたものを使用している場合が判明したときは、著作権違反で渡した方と使用している方に対して必要な法的処置を行う事も考えています。